

# 横浜市新型コロナウイルス 介護サービス継続支援事業補助金

## 実施要領

通所介護、地域密着型通所介護（療養通所介護）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

**横浜市健康福祉局高齢健康福祉部**  
**介護事業指導課**



## 1. 事業の概要

---

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている横浜市内の介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との密接な連携の下、必要な介護サービスを継続して提供することができるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して横浜市が支援します。

## 2. 補助対象事業所

---

令和2年1月15日以降、新型コロナウイルスの影響により、以下のいずれかに

該当する事業所・施設等

### (1) 介護サービス継続支援事業

- ①休業要請を受けた通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所
- ②利用者又は職員に感染者が発生した事業所・介護施設等
- ③濃厚接触者に対応した訪問系事業所・短期入所系サービス事業所・介護施設等
- ④訪問サービスを実施した通所系サービス事業所

※居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービスの内容を踏まえできる限りのサービスを提供した通所系サービス事業所

### (2) 介護サービス事業者等との連携支援事業

- ①下記の利用者の積極的な受け入れを行った事業所・施設等
- ②下記に応援職員等の派遣を行った介護サービス事業所・施設等
  - ・休業要請を受けた通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所
  - ・利用者又は職員に感染者が発生した事業所・介護施設等
  - ・感染症拡大防止の観点から、自主的に休業した介護サービス事業所

※自主的に休業した事業所とは、各事業所が定める運営規定の営業日において、営業しなかった日が連続3日以上ある場合を指します。本要件に該当するかを確認の上ご申請ください。

※ 以下のサービス種別以外の入所系・居住系の施設については横浜市高齢施設課からの案内をご確認ください。

通所介護、地域密着型通所介護（療養通所介護）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

### 3. 補助対象経費

---

#### 申請日までに発生した次の費用

##### (1) 介護サービス継続支援事業

関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するためにかかる経費

(例)

##### ○介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用

ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用

イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等

##### ○通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用

カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用等

キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等（通信費用は除く）

##### ○通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用

ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

##### ○通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）による訪問サービス実施に係る費用

コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当

- サ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金
- シ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等
- ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用
- セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

- ※ 感染者が発生した事業所、濃厚接触者に対応した訪問系事業所は、感染者・濃厚接触者の発生に関係するかかり増し経費が対象となります。
- ※ 訪問サービスを実施した通所系事業所は、訪問サービスへの切り替えに伴って発生したかかり増し経費が対象となります。
- ※ 申請日以降に発生が見込まれる経費については対象外です。ただし、人件費については、申請日時点で勤務の実態が発生している分については、支払いが後日であっても対象経費として含めても構いません。

## (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費

(例)

- 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用
  - ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
  - イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
- 職員の応援派遣に係る費用
  - ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)

- ※ 申請日以降に発生が見込まれる経費については対象外です。ただし、人件費については、申請日時点で勤務の実態が発生している分については、支払いが後日であっても対象経費として含めても構いません。

## 4. 助成金額

### ○居宅サービス基準額

サービス種別		継続支援事業	連携支援事業
通所介護事業所	通常規模型	537,000 円	268,000 円
	大規模型（Ⅰ）	684,000 円	342,000 円
	大規模型（Ⅱ）	889,000 円	445,000 円
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564,000 円	282,000 円
	大規模型（Ⅰ）	710,000 円	355,000 円
	大規模型（Ⅱ）	1,133,000 円	567,000 円
訪問介護事業所		320,000 円	160,000 円
訪問入浴介護事業所		339,000 円	169,000 円
訪問看護事業所		311,000 円	156,000 円
訪問リハビリテーション事業所		137,000 円	68,000 円
居宅介護支援事業所		148,000 円	74,000 円
福祉用具貸与事業所		—	282,000 円
居宅療養管理指導事業所		33,000 円	16,000 円

※「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比較して少ない方の額を補助額とします。

なお、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※「基準額」は1事業所あたり

### ○地域密着型サービス基準額

サービス種別	継続支援事業	連携支援事業
地域密着型通所介護事業所 （療養通所介護事業所を含む）	231,000 円	115,000 円
認知症対応型通所介護事業所	226,000 円	113,000 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508,000 円	254,000 円
夜間対応型訪問介護事業所	204,000 円	102,000 円
小規模多機能型居宅介護事業所	475,000 円	237,000 円
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638,000 円	319,000 円
認知症対応型共同生活介護	36,000 円	18,000 円

※「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比較して少ない方の額を補助額とします。

なお、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※「基準額」は「認知症対応型共同生活介護」は1定員あたり、その他は1事業所あたり

【ポイント】

横浜市から休業要請を受けた若しくは、利用者又は職員に感染者が発生した通所系サービス事業所が居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービスの内容を踏まえできる限りのサービスを提供した場合、衛生用品等の購入費等のサービス継続に必要な費用に加え、訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料の費用等も併せて申請することができます。

例：通所介護事業所（通常規模）の場合の基準額

537,000 円(サービス継続に係る費用)+537,000 円(訪問に係る費用)

=1,074,000 円

※「2.補助対象事業所（1）介護サービス継続支援事業」の①及び②に該当する通所系サービス事業所が④に該当する場合

## 5. 申請について

---

### (1) 必要書類

---

申請の際は次の書類を提出してください。

様式はホームページからダウンロードしてください。

- ① 新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書  
(第1号様式)
- ② 総括表(第1号様式別紙(1))
- ③ 事業所・施設別申請額一覧(第1号様式別紙(2))
- ④ 事業所・施設別個表(第1号様式別紙(3))
- ⑤ 積算内訳(別紙)
- ⑥ (訪問サービスを実施した通所系サービス事業所の場合)訪問サービスを実施したことが確認できる書類の写し(例:介護記録、支援経過記録、業務日誌、サービス提供記録等)
- ⑦ 補助対象経費にかかる領収書等の写し(人件費については金額の根拠となる給与明細等の写し)

※ ⑤は、④と同じエクセルシート内にあります。

※ ⑥は、該当する事業所は必ずご提出ください。

※ ⑦は、「⑤(別紙)積算内訳」に記載した全ての費用について必要です。

「第4号様式別紙2」に添付し、事業所毎に作成してください。

※ 領収書やレシート等は、対象となる費目をマーキングしてください。

※ 氏名等の個人が特定される可能性のある部分については、黒塗りにするなど伏せて提出してください。

※ お支払いまでは1か月程度を要しますのでご承知おきください。

※ 原則1施設1回の申請ですが、やむを得ない場合は介護事業指導課へご相談ください。

※ 感染者が発生した事業所に限り、事業者の資金状況等を勘案し、申請後に概算金額をお支払いすることも可能です(事業完了後には清算手続きが必要です)。申請方法が異なりますので、概算払いを希望される場合は、事前に介護事業指導課へお問い合わせください。

## (2) 書類の作成方法

---

### ～各事業所で行うこと～

- ① 第1号様式別紙(3)(個票)の着色セルを入力(水色セル:必要情報の入力・該当する取組内容のチェック、緑色セル:クリックしてプルダウンから選択)し、事業者(法人本部)へ返送

### ～以下、法人本部で行うこと～

- ② 各事業所から回収した個票の入力内容を確認
- ③ 各事業所の個票のシート名を「個票●」(●は1からの通し番号)に修正
- ④ シート名を修正した個票を一つのExcelファイルに集約
- ⑤ 第1号様式別紙(2)(申請額一覧)に全事業所分が正しく反映されているか確認(15事業所以上ある場合には6行目～15行目を行ごとコピーし、16行目に右クリック→「コピーしたセルの挿入」で挿入すること。)
- ⑥ 個票及び第1号様式別紙(2)の内容が第1号様式別紙(1)(総括表)にも正しく反映されていることを確認するとともに、第1号様式別紙(1)の記入欄(水色セル)を記載
- ⑦ 完成したExcelファイルを印刷し提出

## (3) 提出方法、送付先、お問合せ先

---

### 【提出方法】 郵送

### 【送付先】

横浜市健康福祉局 介護事業指導課 介護サービス継続支援事業担当 あて  
〒231-0005  
横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎16階

※ 申請書送付の際、封筒に『新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付申請書在中』とお書き添えください。

### 【お問合せ先】

横浜市健康福祉局 介護事業指導課 介護サービス継続支援事業担当  
TEL:045-671-3461



<注意事項>

- ・申請は法人単位となります。法人は各事業所分を取り纏めのうえ申請してください。
- ・以下のサービス種別以外の入所系・居住系の施設については、「本実施要領」の対象となりません。横浜市高齢施設課からの案内に従い、別途、申請してください。

通所介護、地域密着型通所介護（療養通所介護）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

(4) 申請の流れ

